

エルンスト・ヤング

アングロ・サクソン家族法（三・完）

村 井 衡 平

もしわれわれがここで振り返ってアングロ・サクソン人を見つめるならば、何よりもまず、彼等の法律または歴史の中のどこにも、臣従とか、頭髮を切るとか、何か特別な行為によつて息子の家父長権免除に関する儀式が行われたことが少しもべられていないけれども、これはきわめて重要なことである。ただ、ノルマン時代に見、「家の外へ」(Forisfamiliatio)の中に現われているにすぎないが、それは疑いもなくノルマンに起源をもつものであつて、しかものちの大陸の法律における世帯の分離(Separation of Household)に全くよく似ている。これについてサクソン法の資料が沈黙していることは、最初に、次のような推測を生じる。すなわち、

アングロ・サクソン家族法（二・完）

すでに当初より、サクソンのイングランドにおける父の権限は後見人に類似しており、それと同様に、息子が成年に達したときに終了したということである。そして、この推測を確実なものにする証拠は、欠けてはいない。アングロ・サクソン法における成年の時期は、最初、十才が満了したときと定められたが、のちに、独立する時期は十二才に延長された。この時期がやってきても、男としての責任を負うには余りにも年が早すぎると考えられ、のちの法律は十五才の満了するまで時期を延長する傾向を示している。もつとも、このことがかつてサクソン時代に法律になつたという充分な証拠は何もないけれども。しかしながら、ノルマン時代を通じ、そし

(一五二) 一五一

てグランビル時代のいたるまで、十五才というのが、騎士としての封土をもつ人々は別として、すべての人々の成年期であった。騎士のためにノルマン人は二十一才という時期を定めた。

彼の息子の身体に対する父の支配が成年期で終了したという事は、次のような資料の中の一節によって明らかである。テオドルスの悔罪規則書 (*Liber Poenitentialis*) 第十九節・二十六によれば、「男子は十五才まで、彼の父の家父権のもとにある。その後、もし愆するならば、自らの力で僧侶となることができる。」エグバート王の抄録 (*Excepciones*) 第九十六条によれば、「子供は十五才まで、過失のゆえに身体的な躰によって制裁される。その後、全生涯を通じて、不法行為者は誰れでも、あるいはもし盗むならば、それを元へ戻すとか、あるいはその上、法律に従って罪を負わされる」。また、イネ法の法典第二条に、「十才の少年は窃盗罪の当事者となることができる」。エセルスタン王の第二法典第一条の前面に、「第一に、現行中に捕えられた窃盗は、もし彼が十二才以上であり、しかも(盗まれた品物の価格が)八ペンス以上であれば、許されない」。クヌート王の第二法典第二〇条によれば、「そして、彼が十二才になったのち、もし誰

れかが彼を殺害するならば、われわれは謝罪と人命金を得たいと望むハンドレッドまたは十人組に、それらすべての自由民を連れていくであらう。つづく第二十一条に、「そして、われわれは十二才以上のそれらすべての自由民に、彼は泥棒でもないし、泥棒を知ってもいらない旨の宣誓をさせるであらう」。これらよりも決定的な証拠を望むことはできなかった。これらの文章を被後見人に適用するのを制限することは不可能である。これらは、孤児であるか、父の生存している息子であるかを問わず、すべての自由民に適用される一般的な規定である。十才または十二才の少年は修道僧となることができるし、彼自身を奴隷に売ることもできるし、もはや懲罰されることはない。さらにその上、彼は彼自身のために行為し、しかも彼の行為について彼自身が責任を負う。彼は法律を守る旨の宣誓をし、その目的のために設けられた機関の一つに登録しなければならない。より良い論評がタキトウスの言葉の中に発見された。「家の前に、すぐそこに共和政体があるのだろうか」。そして、息子のこのような身体的・法律的独立―タキトウスがわれわれにのべるのは、彼の時代に集会において武器を与えられることによって獲得された―は、いまや成年に達することによって事実上、獲得される。ここでは

推薦も、頭髮の切斷もない。家父権免除もフラメアを添えた楯 (scuto frameaque) もない。世帯を分離する旨の陳述もない。十才または十二才の満了する以前は、少年は法律上、従属者である。十才または十二才の満了したのち、少年は法律上、独立する。彼はもはや少年ではなく、完全な成人に帰属するすべての権利を保有し、すべての義務に服従する一人の男である。

父と息子との間の財産関係については、何ものべられていない。この点について、アングロ・サクソンの資料はわれわれを完全な闇の中に残している。息子によって取得された財産の上に及ぼす父のどのような支配(管理)も、息子が享有したことが示される身体の独立と相容れないものである。家族の財産を譲渡するについて息子が拒否権を取得していたことは、特許状 (charters) によって明白である。多分、息子たちは婚姻するまで、一般には彼等の父と共同生活をしてきた。そして、母の財産―彼女の一生涯、父が後見人として管理し、彼女の死後、息子たちによって相続された―は、息子が婚姻し、その返還を請求するまで父によって管理されるべきであるということは、何も不自然ではない。この管理は親権に由来する権利では決してなく、共同で生活するという慣習の結果

果にすぎない。それは完全に息子の意思次第である。息子が成年に達したのち、父が息子の財産の上に何か法律上の権利をもっていたことを示すものは何もない。

女性はすべて彼女たちの性のゆえに法律上、従属的な地位にあつたので、成年に達したということは、少女たちにとって、少年たちがもつたと同様の重要性はなかつた。娘は、彼女たちが婚姻するか、または尼になるまで、父の権力のもとに留まつた。法律は少女と成年の婦人の間になお差別を設けており、しかもこの差別は単なる名目的なものではなく、法律上の効力をもつていた。少女たちの成年の年令は、多分、少年たちのそれと同じであつた。テオドルスの悔罪規則書およびエグバート王は、成年の年令をさまざまに決めてゐる。

そして、もしわれわれがこれらのうちでより早いものが正しいと推測するならば、娘たちは十二才の満了によって彼女たちの成年に達したことになる―サクソン時代の大部分を通じて、これが少年たちの普通の成年であつた。女性にとつて成年になつた効果は、父による恣意的な処遇から彼女たちの身体が自由になることであつた。彼女たちは、もしそれを選ぶならば、尼になることができた。そして、彼女たちはもはや意思に反して尼にさせられたり、婚姻させられることはなかつた。

った。しかしながら、この最後のことは、初期の法律における成年の唯一の効果であった。のちの法律においては、未成年の娘たちでさえも、彼女たちの意思に反して婚姻させられることはできなかった。彼の娘に及ぼす父のすべての他の権限は、彼女が婚姻するか、または尼になるまで継続した。彼女は娘の財産を後見人として管理し、それを使用・収益し、そして彼は裁判所で彼女を代理した。しかし、父のもつ最も重要な権限は、彼の娘の婚姻に關してであった。ここに未婚・成年の女性に關するすべての後見人の権利は、父のそれと同じであり、そして一方についていわれることは、他方についても通用するであろう。これらの権利がどのようなものであったかは、婚姻を論じる過程の中ではっきり現われるであろう。これこそ、われわれがいま注意を向けなければならない問題である。

初期のアングロ・サクソン法において、婚姻は父または他の後見人による花婿への売買という形式をとって現われる。イネ王の法典第三十一条によれば、「……もしある男が妻を買い、そして売買代金を支払わないならば……」、「エセルバート王の法典第八十三条には、「もし彼女が金銭づくで他の男と婚約させられるならば……」、「同法典第三十一条には、

「もし自由民が自由民の妻と同衾するならば、彼の人命金で彼女を買わせ、また彼自身の金銭で別の妻を用意し、彼女を彼のもとに連れていかせるべきである」という。婚姻はかつて、動産として扱われた女性の身体を物的に売買することであったかどうか、疑わしいであろう。彼等がはじめて歴史に登場するとき、ゲルマン民族の間では女性が高く評価されていたということは、少なくとも、もしこれがかつてのとおりであったとすれば、それはきわめて遠い昔のことであつたにちがいないことを証明している。婚姻が売買の形式をとつたという単なる事實は、何物をも証明しない。原始社会において、法的な概念および法的な形式はほとんどなく、あつたとしても簡単なものである。実際には別の事柄を指示するのに、同じ言葉が使用されている。かくして、ゲルマン民族によれば、あらゆる種類の保護はムント (Munt) という名称のもとに含まれているが、しかしこの保護があらゆる場合において同じ性格のものであつたわけではない。父の権威、夫の妻に対する権限、後見人の被後見人に対する権限は、最初は似たものであろうが、しかしこのことを、これらすべてを指示するのにムントという言葉が使用されていることから推測する必要はない。婚姻について売買の形式が用いられることは、

婚姻がかつて普通の動産の売買と同様に、現実の売買であつたことを立証するものではない。この一つの法形式は、いくつかの目的に奉仕してきたであろう。それは契約のため、財産譲渡のため、または婚姻のため、これらが正確に同じ性質のものであることを推測することを必要としないで、使用されてきたであろう。事実、最も初期のアングロ・サクソン法において、婚姻は二つの局面をもっていた。一面でそれは普通の売買のもつ特色を示しているが、一面で他の売買とは大變にちがっており、単なる商品の取引ではなく、倫理的な性格を具えたものとして現われる。まず第一に、歴史的な時代において、譲渡されたものは、動産として扱われた女性の身体ではなく、単なる後見の権利にすぎなかつた。これらの権利のために、現実の代価が花婿によって後見人に支払われ、そしてその限りにおいて、婚姻が普通の売買になぞらえられた。売買の厳格な形式は、また終始、守られていた。他方、代価は普通の売買のように、取引の目的物ではなく、人命金と同様に女性の地位に従い、法によって定められていた。さらに普通の売買契約は売手に対して、彼が売つたものを引渡すよう強制する訴権を与えた。少女を花婿に与える契約をした後見人は、訴によってこれを強制されることはでき

アングロ・サクソン家族法 (二・完)

なかつた。彼はただ契約違反を理由に訴えられたにすぎない。婚姻のもつ倫理的な性格は、すでに最も初期の歴史的時代においてみとめられており、そして初期ゲルマン法の婚姻の歴史は、売買の形式から次第に解放され、そのもつ倫理的な性格により一層合致する他の形式にとつて代わられる歴史である。

後見人によって花嫁に支払われた代価は花嫁代 (Weotung) とよばれた。この言葉はゴート人の *Vida* — 拘束する — というのと関係がある。花嫁代は契約を拘束するための支払であつた。それはまた、婚姻に適法性を与えるものでもあつた。花嫁代の支払がなければ、適法な婚姻となりえなかつた。かかる支払のないすべての婚姻および女性の身体に対するあらゆる侵害は、後見人の権利に対する侵害であり、ムント侵害 (Munt-Bryce) とよばれる罰金によって処罰された。シュレーダーによれば、この罰金は合法的な花嫁代と最も密接な関係をもっており、その額は花嫁代と同じであるか、またはその数の倍かのいずれかであつた。この二つの間にこのような結びつきのある理由は、はっきりしている。女性を支配する権利に関していえば、そのために代価が一樣に支払われるものであり、所有者の同意なしに、しかも代価を支払う

(一五五) 一五五

ことなく、これらの権利を奪い取ることは、盗むことであった。そして、罰金は盗まれたものの価額—この価額はこの場合、合法的な花嫁代と同額であった—に比例していた。エセルバート王の法典の中の花嫁代の額は、次の一節から明らかになる。エセルバート王の法典第七十五条には、「エオール (eorl) の最上級の寡婦についてのムントのためには、五十シリングを償うべきである。第二等級の寡婦については二十シリング、第三等級の寡婦については十二シリング、第四等級については六シリング」。エセルバート王の法典第八十二条には、「もし誰かが処女を力づくで奪い去るならば、彼は所有者に五十シリング支払うべきである。……」。後の一節に「五十シリングの罰金は、単一のムント侵害のことであった、花嫁代に等しい。寡婦を力づくで誘拐するとき、ムント侵害は花嫁代の額の二倍に等しかった。エセルバート王の法典第七十六条に、「もし誰かが彼に属しない寡婦を奪い去るならば、ムントの賠償は二倍とされるべきである」。アルフレッド王の時代に花嫁代の額は、最下級の女性について六十シリングであったことがはっきりしている。それというのも、もしアルフレッド王の法典第十八条の一をみれば、「不貞な女性は、彼女の花婿に六十シリングの罰金を支払うべきであ

る」とされ、一方、チオドルスの悔罪規則書第五十六条の二十九には、同様の場合について、「イリアに対して彼が与えたのと同じ金銭を返還すべきである」といわれている。多分、この二つは全く同じものである。アルフレッド王の法典第十九条の二には、最下級に属する処女の侵害は、同額のムント侵害によって処罰されている。ケオール (Coarl) 以上の等級の女性のためには、花嫁代は人命金に従って増大した。ときとしてムント侵害 (花嫁代に比例して) は有責当事者の人命金によっておき代えられ、そしてその後、花嫁代はもはや後見人への代価ではなく、額は不定であるが花嫁への贈物となったとき、これが一般的な法則になった。

すべての効力において、婚姻が完成するために二つの行為が必要であった。それは婚約 (Bewedding または Betrothal) および贈物 (Gifra-gift の複数)、女性の引渡または結婚式である。シュミットの著書の補遺第二の六十二には、「そして、われわれは神の命により、いかなる人も二人以上の妻をもつことを禁止し、彼女は適法に婚約され、そして引渡される (bewedded and forgifen) べきである」。

婚約とは一方が婚姻に同意し、他方が婚姻に (女性を) 受け入れ、そして売買代金を支払う旨の約束であった。しかし、

単なる約束では充分でなかった。婚姻は売買であるから、婚約は売買の約束であった。婚約の性質を理解するためには、初期ゲルマンの契約法について話をする必要があろう。最も初期のゲルマン法に、合意によって成立する契約は存在せず、契約には事実または形式が伴わなければならない。いいかえれば、単なる合意には拘束力がなかった。何か形式的な行為が伴うか、または一方がそれを履行しなければならぬ。しかし、この行為が履行されるか、または一方の側によって支払が行われたとき、契約は債務者に対する損害賠償の請求権を与えるという拘束力があるにすぎない。それは権原を現実に移転する効力があつた。それは財産の消極的効力を移転した。—これがローマ法にいう返還請求権 (*ius vindicandi*) および処分権 (*ius abutendi*) である。財産の積極的効力—使用・収益権 (*ius utendi fruendi*)—は、現実の引渡すことではなかったときに移転された。契約 (現実) に占有を引渡すことではなく) が買主・受贈者等の権原の基礎であつた。それゆゑ、売買契約において、代価を支払った買主は、売主から品物を手に入れるための訴権をもっていた。そして、不動産の売買契約において、彼は売主が財産を譲渡した第三者からでさえ、それを回収することができた。引渡は、すでに契約によつて

法律上効力を生じている事項を事実上も完成させるにすぎなかつた。

最も初期のアングロ・サクソン法において、契約は、花婿によつて後見人に花嫁代が支払われたときに拘束力をもつ現実の売買契約として現われる。花嫁代が一様に先払いされたことは、テオドルスの悔罪規則書第十六条の二十九によつて明らかである。「しかし、それはもし婚約された人(女)がその人とそこに一緒に住むことを望まなければ、前に自身に与えられた財産を返還することを約束し、そして三分の一の部分がそれに加えられるべきである。しかし、もし婚約した人自身(男)がそれを望まなければ、前に与えた財産を失うことになる」。花嫁代が支払われたときに契約は効力をもち、そして他の物的契約 (*real contracts*) と同様に、このことが婚姻のもつ倫理的な性質と調和しながらなされたかぎりにおいて、買主に法律上の所有者としての権利を与えた。ゾームは、婚姻の効力を他の財産のそれと同様、積極的効力と消極的効力とに分けた。婚姻の消極的効力は、夫婦の間に貞節を守る旨の誓約をさせることであつた。婚姻の積極的効力は、妻を彼女の夫の現実の権限内に引渡すこと—彼に彼女の身体および財産に関する支配力を与えることであつた。前者

は婚約の効力であり、後者は女性の引渡に関する効力であった。—贈物 (gift) または結婚式 (nuptials)。女性を贈ることとは、婚約によってすでに法律上成就されていたことを事実上も完結させるにすぎない。婚約—女性を贈るのではなく—は、夫の権原の基礎であった。男と女は、それゆえに、彼等が婚約したときに婚姻したのであった。これから考えて、第三者によって婚約が何か侵害されるならば、それは花婿の権利を侵害することであり、彼に罰金を支払わせることによって処罰された。

今までのところ、ゾームの見解は証拠と完全に一致しており、めんどろなことは何もない。婚約は、婚姻に法律上の効力を与えるところの取引であった。そして、それは第三者に関するかぎり、花婿に夫としての権利を与えた。しかし、妻または彼女の後見人と花婿との間に関しても事情は同じであったらうか。さきに示されたところによれば、婚約という契約は、他の物的売買契約とちがひ、花婿に花嫁の引渡を強制する訴権を与えるものではない。これは婚姻のもつ倫理的な性質に反することだからである。後見人が女性の引渡を拒絶するか、または彼女自身が引渡されるのを拒絶したならば、花婿は単に、以前に支払った花嫁代を回復するため、損害賠

償とその三分の一の付加的な罰金を請求できなかった。他方において、男による婚約の違反は、花嫁代を喪失することによって処罰された。彼が付加的な罰金を支払わなければならなかったということは、イネ王の法典第三十一条によって明らかである。「もしある男が妻を買い、売買代金を支払わないならば、その金銭を与え、さらに賠償を支払わせるべきである。また、保証人に、彼の誓約の侵害に従って償わせるべきである」。花婿はどの買手とも同様に、代金について訴えられることができた。しかし、後見人は他の契約当事者とちがひ、引渡を強制されることはできず、損害賠償を請求されることができたにすぎない。婚姻の適法性、第三者による婚約の侵害、さらには花婿によるその侵害等々に関する見地から、婚約という契約は他の物的契約と同様に、権原を取得する一つの原因であった。しかし、女性または彼女の後見人による婚約の違反という見地からは、この契約は単に義務の関係を作り出したにすぎず、ローマの契約とは決してちがっていなかった—同じものであった。それは譲渡ではなく、現代の感覚における契約であった。もし、ここに示された見解が正確であるとすれば、それはまたゲルマン法の中に譲渡と區別して、ローマ法の感覚による物的契約という觀念を最

初に導入した手段であった。

右にみたのが、アングロ・サクソン時代の最も初期における婚約であった。さきに引用したイネ王の法典第三十一条の文言は、契約法における発展に伴い、婚約法の中ですでに起っていた変化を示している。物的契約に関する最も初期の形式において、契約を拘束力あるものにするため予め支払うことを強制された買主は、他方の側による不履行の危険を蒙った。この弊害は新しい原理を導入することによって救済された。契約は、もし買主が保証 (earnest money) としてわずか名目的な額さえ支払えば、拘束力あるものとされた。これはゲルマンの手付金 (handgeld, artha) であり、ロンバルドの *Launchild* である。手付金はいかなる意味においても、支払または一部の支払ではなかった。それは金銭価値を表わすものではなく、法律上の効力を示すものであった。イネ王の法典第三十一条およびアルフレッド王の法典第十八条の一は、イネ王およびアルフレッド王の時代にすでに、代価は婚約のときに支払われることはなく、支払う約束のみが行われるにすぎないことを示している。そのすぐあとに、婚約法における他の変化が可能となった。代価はもはや後見人に支払われることなく、女性自身に、婚姻後に支払われた。アルフ

レッド王の教会法第十二条には、「彼は、彼女が衣裳をもっていること、そしてそれが彼女の処女としての価格すなわち花嫁代であることを了解させられるべきである。……」。婚約はもはや、真の売買契約ではなかった。それは単に売買契約を擬制したものにならなかった。売買の形式は留保されていた。契約はいぜんとして、後見人に手付金を支払うことによる物的契約であった。しかし、花婿は後見人に対してではなく、花嫁に代価を与える契約をした。

契約がいちど真の売買契約の性質をもつことを免れたならば、次の一步を進めることは容易であった。婚約は、その形式においても物的契約であることをやめ、方式契約 (formal contract) となった。—すなわち、その拘束力は、代価または手付金が支払われたことによってではなく、何か儀式ばった行為がなされたことによって由来する契約である。ゲルマン法の方式契約は信賴行為 (*ades facta*) または賭事 (*Wette*) であった。それは麦わら (*festuca*) をやりとりすることによって成立した。Wette は *Withun* と同様にゴート族の *Vidan* (拘束する) と類似したものであり、結びつけるということである。「それが結びつけるのであり、そして契約に適用するとき、契約を拘束する」。賭事が適用化された主

要な事例は次のとおりである。①支払をなすべきであるとか、証拠を提出すべきであると判断された当事者が、それを履行する旨を約束する場合の手續において、②ある人が他人の保証人となったとき、③違約金 (penal sum) を約束する場合。十世紀のはじめ頃よりアングロ・サクソンの婚約は、花婿花嫁の双方が保証人を与えることによって拘束力のあるものにした契約という形式において現われている。ほかにも違約金が約束されたことはエグバート王の告白場 (confessionale) 第二十条から明らかである。「もし、娘が以前に婚約した人と一緒に住むことを望まなければ、以前にうけ取った財産を彼に返還すべきである。それには、その三分の一に等しい財産を添加物 (accession) として加え、そして親族自身が捺印証書 (wedd) を破棄すべきである」。幸運にも、この形式での婚約を完全に描写したものがアングロ・サクソンの信仰告白文 (formula) の中に伝わっている。これは一般にケント人の婚約とよばれ、多分、十世紀のことに属している。興味があり、しかも重要でもある文書は完全に引用される価値がある。

シュミットの著書の補遺第六には、①もし誰れかがある娘または女性と婚約を希望し、そして彼女および彼女の友達

がそれに快く応じるならば、そのときは、花婿は神の法および世界の慣習に従い、まず約束し、ついで捺印証書 (wedd) を彼女の後見人 (彼が神の法に従って彼女を保護しているであろう) に、男が彼の妻に与えるべきものとして与え、そして彼の友達をそのための保証人とすべきである。②その後、そのことを養育料 (fosterleann) をもらっている人に知らせるべきである。花婿はそのために捺印証書を与え、彼の友達をそのための保証人とすべきである。③ ついで花婿は、もし彼女が彼の意思どおりに望むならば、彼女に何を与えるか、そして彼女が彼より長生きするならば彼女に何を与えるか、を宣言すべきである。④そして、もしそのように合意ができたならば、そのときは、彼女は相続不動産の半分について、もし彼等が子供をもつならば、その全部について権利をもつものとするのが正しい。ただし、彼女が再婚するときは、この限りでない。⑤ 彼は彼女が捺印証書によって約束したすべてのことを確認すべきであり、そして彼の友達をそのための保証人とすべきである。⑥ もしそのとき、彼等がすべての事項について合意しているならば、彼女の身内の男子 (Kinsman) がその世話をし、彼等の身内の女子 (Kinswoman) を、彼女を望んでいる人の妻とし、正しい生活をす

るように婚約させるべきである。そして、捺印証書を管理している人に保証人の役を引き受けさせるべきである。⑦もしそのとき、彼が彼女を、これまでの土地を出て他の領主の土地に連れて行くことを望むならば、そのときは、彼女の友達が、彼女は何の不正もしない旨の協定をするのが正しい。そして、もし彼女が過失を犯し、彼女がそれをもって賠償するような資金をもたない場合は、彼等が真先きに損害賠償をするだろうというのが正しい。⑧ 結婚式において、法によるミサ僧が列席すべきであり、彼は神の祝福をえて、彼等を幸福な婚姻へと結びつけるべきである。⑨ 以前にまちがって結びついたものが、のちに分れることのないよう、彼等が血族の間で余りに近すぎる縁組をすべきでないということが理解されており、このこともまた充分に注意すべきである。

ここに明らかなように、婚約は物的売買でも仮空売買でもなく、捺印証書によって拘束される方式契約である。婚姻の適法性に関するすべての形式は、婚約に付帯している。そして、それは女性を贈与することではなく、婚姻に関する法律上の行為である。婚約と比較するとき、女性を贈与することが取るに足らないことは、信仰告白文の中でそれについてほとんど説明されていないことでも明らかである。しかしなが

ら、結婚式はいまや僧侶の面前で行われ、教会の祝福によって神聖なものとなった。—ゲルマン法の中で婚姻に関する他か宗教的な儀式の最も初期の例は、ほとんどこれであったが、それでも、宗教的な儀式は法律上で何の効力ももっていない。花嫁代はもはや、婚約に当って後見人に支払われる売買代金ではなく、婚約に当って保証人を相手に約束された女性への贈物である。それは信仰告白文の中に、「もし彼女が彼の意思どおり望むならば、彼が彼女に与えるもの」という言葉で現われている。女性への贈物として花嫁代は、結婚翌朝の贈物 (morning gift) に比べると余り重要ではない。このようなわけで、ある婚約の捺印証書の中に、花嫁代は金一ポンドであるのに比べ、翌朝の贈物は広大な土地の授与から成っていた。特許状法典 (Codex Diplomaticus) の第七三二条には、「ここに、この文章の中に、ゴッドウインガビルトリックの娘を望んだとき、彼との間で行った合意が現われている。それはまず、彼女が彼の意思をうけ入れてくれるように、彼が一ポンドの目方の金を与えるということである。また、彼は彼女に、それに付属しているすべてのものを含めてストリートにある土地、さらにパーワラメスにある他の五十ハイドの土地、そしてそれとともに三十四の雄牛、二十四の雌牛、

十頭の馬および十人の奴隷 (Theowmen) を与える。これはキングストンにおいて、クヌート王の面前でライフィング大僧正を証人として約束された。そして、彼等は娘をブライトリングに案内するが、全員がこのための証人になった。……そして、二人のうち長生きした方がすべての財産を (私が彼女に与えたその土地もまた、すべてのものと同様に)、所有するものとする」。アングロ・サクソン時代の終りに近くなると、花嫁代は、婚姻を適法なものとするのに役立つ、わずかな実質的な価値をもった別個の贈物として残っていたようにみえる。クヌート王の時代に古い方法による後見人の権利の売買は、法によって禁止されていた。クヌート王の法典第七十四条には、「そして、誰れも、女性または娘を彼女自身が好きでない人に強制すべきではないし、金銭づくで彼女を売るべきでもない。ただし、彼が自発的に喜んで何かを与えるのならば、この限りでない」。

ケントの婚約は、花嫁に対する二つの贈物があることを示している。花婿は、「もし花嫁が彼の意思をうけ入れてくれるならば、彼は何を与えるか、そしてもし彼女が彼より長生きするならば、彼は彼女に何を与えるか」を宣言する。前者の贈物は花嫁代と同じものであった。後者は結婚翌朝の贈物

である。ゲルマン法における翌朝の贈物の一般的な歴史を手短かにいえば、次のようになる。すなわち、花嫁代とちがひ、翌朝の贈物は、最初、婚姻の適法性と何の関係もなかった。それは初夜が開けたのち、夫が妻に与える自由な贈物であった。最初、それは多分、大して高価なものではない動産から成っていた。その後、それは寡婦の扶養のための贈物になった。そして、夫の死亡後に証拠として使用されるための文書とともに、一般に不動産から成り、婚約に当って与えられた。婚約に当って、翌朝の贈物が与えられなかったならば、法律は夫の財産のある部分を、彼女の扶養のため、寡婦に譲渡した。これが法律上、翌朝の贈物であった。—ロンバルドでは *quarta* といひ、フランクでは *tertia* といひ。そのように、花嫁代と翌朝の贈物は、同時に、そして自然に同じ文書の中で約束され、両方とも保証人によって保証されるようになった。この二つの贈物は次第に合併され、慣習上の *donaire* となった。のちの法律における「教会の戸の傍の嫁資」(*dos ad ostium ecclesiae*) がこれである。 *donaire*, *dos* または *dower* は、それが創設される時および方法、さらに婚姻の適法性と密接な関係のあったことでは、古い花嫁代と同様であった。古い翌朝の贈物と同じく、量においても、質においても、寡

婦の扶養を目的としたものであった。イギリスのモモン・ローにおける嫁資は、売買代価または花嫁代および未開のゲルマンの翌朝の贈物から由来し、ブラクトンおよびグラントンのいう「教会の戸の傍の嫁資」を通し、継続して歴史的に発展したものである。

アングロ・サクソン時代にこの発展は完了するにいたらなかった。花嫁代と翌朝の贈物は、十一世紀においても、いぜんとして別個の贈物であった。しかし、発展することを示す多くの足どりがはっきりと現われている。エセルバート王の法典第七十八条に、「もし彼女が生命のある子供を産むならば、夫がさきに死亡しても、彼女は財産の半分を所有すべきである」。第七十九条に、「もし彼女が彼女の子供たちとともに去ることを望むならば、夫は財産の半分を所有すべきである」。第八十条に、「もし夫が子供たちをもつことを望むならば、彼女の分与財産は、子供一人分とされるべきである」。第八十一条に、「もし彼女が子供を産まないならば、父方の血族が彼女の財産 (Hoh) および翌朝の贈物を所有すべきである」。

翌朝の贈物は、ここでは単に、子供のない婚姻との関係においてのべられるにすぎない。子供のある婚姻の場合、それ

はずでに (より高次の共通財産という原則に) 道をゆずってしまっている。イネ王の法典は、エセルバート王の時代以来、この原則が進歩したことを示している。夫婦の間で財産を共有するということは、子供の有る無しを問わず、すべての婚姻において存在している。イネ王の法典第五十七条には、

「もしケオール (ceorl) が家畜を盗み、それを彼の住居に運び入れ、そしてその中で誰かにつかまれるならば、そのときは、彼は、彼の妻を除いて、彼の部分について有責とされる。なぜならば、彼女は彼女の主人に従わなければならないからである。もし彼女があえて、宣誓の上、彼女は盗まれた財産の味をみていない旨を宣言するならば、彼女に三分の一を取らしめるべきである」。エセルスタン王の第六法典第一条の一には、「……そしてまず、財産から盗まれた家畜の価格 (ceap-gild) を控除し、そしてそのあとで、剰余を二つの部分に分け、もし彼女が無責であり、しかも罪に関与していないならば、その一つを妻に与えるべきである」。寡婦に譲渡された正確な割合には変化がみられるようであるが、一般的には半分であった。のちの時代になると、それは婚約に当って、普通は合意により定められた。しかし、このように、翌朝の贈物が夫の財産の半分に変換することは、翌朝の贈物が

与えられ、不動産から成り、しかも書面によつて獲得された場合は、生じなかつた。金持階級について、これはのちの法律の中に普通にみられることであり、そしてかかる譲渡についての多数の実例が捺印証書の中に現われている。

いくつかの大陸の法律では、父または後見人が花嫁の婚姻に當つて、彼女に贈物をするのが慣習であつた。この贈物はロンバルド法の中に嫁資 (faderfo) という名ではっきり現われている。かかる慣習に関する証拠は、アングロ・サクソンの資料の中に何もみられず、しかもある文章の一節によれば、娘は嫁資なしに婚姻させられた旨をはっきりのべている。ラムジ修道院の歴史 (Hist. Rames.) 第四節には、「エセルスタン王によれば、外国の王および君主たちの姉妹を、彼女たちの父が嫁資なしに譲つたのは事実である」。ノルマン・コンケストの頃より、かかる贈物は *maritatio* または *maritogium* の名のもとに慣習となつた。もっとあとのフランク族の婚姻法にこれがみられる。

婚姻中、妻は彼女の夫の後見のもとにあつた。彼女は、大體において、夫に従わなければならない。しかし、主婦としての彼女自身の領分では、彼女は独立者であつた。クヌート王の第二法典第七十六条には、「もしある人が盗んだものを

家に運び、彼の小屋に入れるならば、彼 (所有者) が彼の追いかけたものをもつのは正当である。そして、もしそれが妻のもとで保管されなかつたならば、彼女は無責とされる。しかし、彼女は彼女の物置、彼女の金庫および彼女のしぼり器のかぎを保管してゐるであらう。もしそれらがこれらの中の一つの場所にもち込まれたならば、そのときは、彼女は有責である。そして、妻は誰れも、彼女の夫に向つて、彼の望む彼の小屋に置くよう命じることにはできない。夫は後見人として、彼の妻の財産について、彼女と共同占有者であつた。

—彼女の財産とは、彼女によつて相続されたか、または彼女に与えられた (彼女の翌朝の贈物も含めて) 財産をいう。夫婦はどちらも、これらの財産を他方の同意なしに譲渡することはできなかつた。ときには、譲渡も夫婦が共同で行つた。ときには、夫が行為者であり、そして妻はそれに同意を与える仲間であつた。しかし、普通の場合、妻が行為者であり、そして夫はそれに同意を与える仲間であつた。一般に、夫は妻に関するかぎり、彼女の個有財産を自由に処分することができた。しかし、特別な翌朝の贈物が妻に与えられなかつた場合は、彼女は法律上、彼女の夫の財産全部について権利をもつており、しかも一様に、彼によるすべての譲渡に対して

同意を与える仲間として現われる。大陸の法律を類推すれば、婚姻によって取得されたもの―夫婦の共同の作業または共通財産に由来する財産（いづれか一人により、贈物または相続によって取得されたか、または彼もしくは彼女自身の財産による収入により取得された財産ではなく）は、多分、夫に帰属したであろう。しかし、彼の死後、これらの財産は、そこから翌朝の贈物が与えられた財産権 (Estate) の一部を構成した。贈物は一樣に、夫婦と同時に与えられ、そして夫婦の間では共有とされた。妻の財産は彼女の夫の債務について責任を負わないし、夫の財産は彼の妻の債務について責任を負わなかった。ここに、妻の血族によって行使された「後見に優る権利」がはっきりと現われている。彼女によってなされた殺人は、彼女の夫によってではなく、彼女の血族によって賠償されなければならない。妻が他の罰金を支払わなければならない場合は、多分、彼女の積極的な後見人として、夫により彼女の財産から支払われるであろう。しかし、もしこの財産で不足するならば、夫の血族ではなく、妻の血族が残余について責任を負わされた。妻の血族もまた、彼女の財産を夫による譲渡から守ったように思われる。そして、多分、もし彼女が夫によって虐待されるならば、彼女の血族は夫婦を

離婚させるべく介入することができ、かつ彼等の身内の女性（妻）を家に連れ帰ることができた。

夫の死亡により婚姻が解消する場合、妻は、相続または贈与によって彼女に帰属しているすべての財産について、さらに捺印証書で不動産を与えることにより創設された彼女の翌朝の贈物について、権利を与えられ、もしくはこれを欠く場合は、夫の財産の半分について権利を与えられた。妻は翌朝の贈物について、彼女の夫がはっきりと生涯不動産権 (Life Estate) に制限した場合を除き、完全な所有権を有しており、彼女は生前に、または遺言により、それを処分することができた。そして、もし彼女が遺言なしに死亡したならば、それは彼女の相続人によって相続された。しかしながら、もし彼女が長年の貞節さを破ったならば、彼女の夫の近親によって没収された。彼女が長年の貞節さを維持するならば、当然のこととして、彼女はそれを再婚にたずさえて行くことができた。普通には、財産の分割は夫の死亡の場合に行われなかったが、しかし寡婦は相続人と共同して財産を請求した。そして、彼女の翌朝の贈物は、残余の夫の財産と同様に、不動産権に関する債務の引き当てとされたようである。しかし、夫の意思による彼女への贈物は共通財産であったが、寡婦は決

して彼女の夫の相続人ではなかった。

妻の死亡によって婚姻が解消する場合、相続または贈与により彼女が帰属した財産は、彼女の相続人によって相続された。夫は相続人ではなかったし、子供を通じる場合は別として、彼の妻の財産について、いかなる権利もたなかった。子供が彼女の第一順位の相続人であった。そして、彼等の死亡後、彼等に子供がなければ、彼等の父が彼等の第一順位の相続人となった。翌朝の贈物は、彼女が彼より長生きするという条件で妻に与えられたものであるから、もし妻が彼女の夫よりさきに死亡したならば、翌朝の贈物は夫の許に留まった。

相互の合意による離婚は、初期の法律において、許されていたように思われる。かかる場合、妻は、もし子供を連れて行くならば、夫の財産の半分を、子供を夫の許に残して行くならば、子供一人分を受けた。婚姻より産まれた子供がなければ、彼女は単に、彼女の翌朝の贈物および彼等の相続した財産のみを受けた。夫は不貞または遺棄を理由に、彼の妻を離婚することが許された。不貞を理由とするとき、クヌート王の法典によれば、すべての彼女の財産は夫によって没収されてしまった。

あとはただ、後見の問題を考慮することが残っている。ここで証拠がきわめて不十分なため、最も一般的な結論しかできない。法律上の従属者 (dependence) とされる原因は四つあった。年令、性、身体的欠陥、身分または社会的条件がこれである。すべてこれらの事柄は、武器をもつことができないというきわめて一般的な原因に由来している。裁判所は、最初、すべての武装した自由民の集会であったため、軍隊の一員でない人は、裁判所に出廷できなかった。そして、もちろん武器を使用することのできない人は、誰れも、血の復讐において戦うことはできなかった。しかし、法律上の従属者を決める標準が武器をもつことができなことにあったのは、最も初期の時代にかぎられていた。血の復讐が弱められ、裁判上の手続がそれにとつて代わり、そして裁判所が純粹の司法機関となるにつれ、われわれは、女性が法律上の独立を獲得するのをみるけれども、このようなことは、初期の法律のもとでは不可能であった。

彼等の身分を理由とする法律上の従属者に関する後見は、家族後見ではなかったので、われわれはここでは触れない。身体的欠陥を理由とする従属者―不具、盲目、おし、精神病等―は、彼等の父、またはもし彼が死亡したならば、父方の

血族で最近親の男子の後見のもとにあった。後見人は、彼等の罰金を支払い、彼等の身体および財産を保護し、そして疑いもなく、彼等の不動産権について、使用および収益の権利をもっていた。

世帯が父の死亡によって崩れたとき、子供は父方の血族で最近親の男子の後見に変わった。フロズヘレ王およびエアドリツチ王の法典第六条には、「もし夫が死亡し、妻および子供が生きているならば、そのときは、子供は母に従うのが正当である。そして、彼の父方の血族の間から、彼が十才になるまで彼の財産を管理させるため、資格のある保証人を与えるべきである」。イネ王の法典第三十八条には、「もしケオールと彼の妻が、彼等の間に子供があり、そしてケオールが死亡したならば、母が子供を引き取り、扶養すべきである。そして、子供を扶養するため六シリングを彼女に与え、また夏に雄牛を、冬に雌牛を与えるべきである。また、成年になるまで、血族が家産 (homestead) の管理をすべきである」。これらの数節から、子供の身体の監護は後見人ではなく、母に属したことが明らかである。子供のための養育料を与え、財産権を管理し、裁判所において子供の代理をするのが後見人の義務であった。その代わりに、彼は疑いもなく、子供が

未成年の間、財産権を使用し、収益することができた。成年に達したとき、被後見人は、後見人が不正に手にしている財産または彼によって第三者に譲渡された財産の賠償を請求することができた。少年たちは、成年に達することによって独立する。しかし、少女たちは、彼女が婚姻するまで、または尼になるまで、引続いて後見のもとにおかれていた。成年に達した女性の上に及ぼす後見人の権限については、何ものべられていない。したがって、彼等の権限は父のそれと同じであったと推測するしかない。

初期の法律において、寡婦が後見のもとにあったことはエセルバート王の法典第七十六条によって明らかである。「もしある男が彼に属しない寡婦を奪い、去るならば、ムント (munt) の賠償は二倍とされるべきである」。彼女たちが、ほとんどの大陸の法律におけるように、彼女たち自身の血族の後見のもとにあったのか、または夫の近親の後見のもとにあったのかは明らかでない。のちの法律において、寡婦は実際に独立であった。エセルスタン王の第五法典第二十一条には、「そして、彼女自身のために行為するすべての寡婦は、神と王の平和のために、適法とされるべきである。また、すべての人は十二カ月継続して、夫なしにおるべきである。そ

の後、彼女自身の意思に委ねるべきである。後節は、一般に寡婦は彼女自身の意思で婚姻できることを意味するものとされてきた。しかし、それにはこれ以上の意味がある。クヌート王の第二法典第七十三条の三には、「そして、寡婦は余りに軽々しくベールをかぶるべきではない。彼女が彼女の財産を自由に処分できたことは、すでにのべたとおりである。また、捺印証書の中のいくつかの節から、彼女が自由に、裁判所において彼女を代理する“forespeca”、いいかえれば後見人を選んだことが明らかである。特許状法典第六八五条において、エルトラエードがある土地を貴族(caldorman)たるエセルメールに与えた。「彼は私の完全な友達であり、私の一生、彼を私の後見人とする」といい、さらにくり返して、「私の一生、彼は私の完全な友達であり、私の擁護者であり、私にとってすぐれた男子であるという条件で」。同様に第七五五条に、ある寡婦が、もし古い後見の法則が有効であったならば、必然的に彼女の後見人となるべき、彼女自身の息子によって提起された訴訟の当事者として現われている。裁判所の面前における代理人(forespeca または representatives)が必要であるということは、すべて、寡婦に關する古い後見の遺物であった。そして、これさえも、のちの

時代には必ずしもつねに必要なものでは思えない。ある事件においては、原告が女性であり、王の面前および州(shire)の裁判所において彼女の訴訟を遂行するだけでなく、さらに多数の「善良な女性」が宣誓に参加している。サクソン民族がイングランドに定住して以来、女性の地位および裁判所の性格に關連して多くの変化が生じたことをこれ以上明白に示してくれるものはない。

男系の男子の血族がない場合、いくつかの大陸の法律において、後見人の義務は、母方の血族の中の最近親の男子に移った。いいかえれば、国王に移ったということである。アングロ・サクソン法は、この点について何も説明していない。しかし、非嫡出子および外国人を含め、血族のないすべての人々のために、国王が後見人であったことは明らかである。

(完)